

ライフカード 規定集(カード付帯保険(スタンダード)のご案内)

2026年3月31日以降にご旅行の方向け

本書は、会員の皆様を被保険者としてライフカード(契約者)が保険料を負担している各種損害保険について概要を説明する目的で作成しております。各種損害保険の普通保険約款及び特約の内容や詳細などにつきましては別途お問い合わせ願います。

旅行傷害保険補償規定

<補償を受けられる人(被保険者)>

この保険の補償を受けられるのは、カード会員ご本人様です。(本会員・家族会員ご本人様のみを対象としています)

傷害保険金額一覧

海外旅行傷害保険 (カード利用条件あり)	カード付帯保険(スタンダード)
	本会員・家族会員
傷害による死亡・後遺障害	最高 2,000 万円
傷害による治療費用	200 万円限度
疾病による治療費用	200 万円限度
賠償責任	2,000 万円限度
携行品の損害 (自己負担額 1 事故 3,000 円)	20 万円限度
救援者費用	100 万円限度
航空機出発遅延/欠航/搭乗不能費用	3 万円限度
航空機乗継遅延費用	3 万円限度
航空機寄託手荷物遅延費用	3 万円限度
航空機寄託手荷物紛失費用	3 万円限度

<適用条件>

日本出国前に海外旅行に関する所定の料金を対象カードで決済いただいた場合、海外旅行傷害保険が適用されます。

所定の料金とは:

「搭乗する公共交通乗用具^{※1}」または「参加する募集型企画旅行^{※2}」の料金。

(※1)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、道路運送法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、バス、タクシー、船舶などをいいます。

(※2)募集型企画旅行とは、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

<責任期間（保険の対象となる旅行期間）>

「適用条件」に合致する海外旅行について、海外旅行の目的をもって住居（日本国内）を出発されてから住居に帰着されるまでの間で、かつ、日本を出国した前日の午前 0 時から日本に入国した翌日の午後 12 時までが責任期間となります。ただし、その料金の決済に対象カードをご利用いただいた時以降に限ります。また、1 回の海外旅行ごとの責任期間は日本出国時から 90 日後の午後 12 時（24 時）までの旅行期間となります。

<注意事項>

- ・死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、となります。救援者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方にお支払いいたします。
- ・ライフカード付帯の海外旅行傷害保険の死亡・後遺障害保険金額につきましては、他のクレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。後遺障害保険金は最も高い保険金額に普通保険約款にて定める支払い割合を乗じた金額をそれぞれ限度として支払われます。
- ・海外旅行傷害保険（死亡・後遺障害保険金を除く）の各種保険金につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額を限度として保険金が支払われます。
- ・補償内容については諸般の事情により一部変更する場合があります。

保険金をお支払いする場合・お支払いできない主な場合

海外旅行傷害保険(カード利用条件あり)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 死亡 後遺 障害	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から 180 日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・亡なられたとき: 保険金額(死亡・後遺障害)の 100%。 ・後遺障害が生じたとき: その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の 3%~100%。 ※死亡保険金額全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者または保険金受取人の故意による傷害。 ・ケンカや自殺行為、犯罪行為による傷害。 ・戦争、その他の変乱、核物質の影響による傷害。 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。
傷害 治療 費用	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 ※事故の日から 180 日以内に要した費用に限ります。	<p>下の①~③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は 1 回の事故につき、疾病の場合は 1 回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①治療のために必要な次の費用</p> <p>(1) 医師の診療費・手術費、入院費、医師の処方による薬剤費など</p> <p>(2) 通院または入院のための交通費、緊急移送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など)</p> <p>(3) ホテル客室料(入院が不可能である場合など)</p> <p>(4) 通訳雇用費用</p> <p>②入院により必要となった身の回り品購入費(5 万円限度)、通信費</p> <p>(1 回の事故につき、合算して 20 万円限度)</p> <p>③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除きます。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許・酒酔運転による傷害。 ・山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動による傷害。 ・旅行前にすでに発生していた事故による傷害。 など
疾病 治療 費用	旅行期間中に発病または原因が発生し(特定の感染症の場合は感染し)旅行期間中または旅行行程終了後 72 時間を経過するまでに(特定の感染症の場合は 30 日間を経過するまでに)医師の治療を受けられたとき。 【特定の感染症】コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ンタウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症 ※最初の治療日から 180 日以内に要した費用に限ります。	<p>①治療のために必要な次の費用</p> <p>(1) 医師の診療費・手術費、入院費、医師の処方による薬剤費など</p> <p>(2) 通院または入院のための交通費、緊急移送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など)</p> <p>(3) ホテル客室料(入院が不可能である場合など)</p> <p>(4) 通訳雇用費用</p> <p>②入院により必要となった身の回り品購入費(5 万円限度)、通信費</p> <p>(1 回の事故につき、合算して 20 万円限度)</p> <p>③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除きます。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者または保険金受取人の故意による病気。 ・妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病気。 ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 ・歯科疾病。 ・旅行前にすでに発病していた病気。 など
賠償 責任	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。	<p>下の①、②のうち実際に支出された金額を 1 回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①法律上支払わなければならない損害賠償金</p> <p>②保険会社が妥当と認めた以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害防止軽減費用／緊急費用／訴訟費用など 	<ul style="list-style-type: none"> ・心神喪失に起因する事故。 ・航空機、船舶、車両の所有・使用・管理に起因する事故。 ・会員の所有・使用・管理による不動産に起因する事故。 ・会員と第三者との間の損害賠償に関する約定により加重された賠償責任。 ・職務遂行に直接起因する事故。 ・親族に対する事故。 など

<p>携行品 損害</p>	<p>旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けたとき。</p>	<p>時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし携行品 1 つ(1 点または 1 対)あたり 10 万円が限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、現地での再発給費用(事故の生じた地から旅券発給地へ赴く交通費、宿泊費を含みます。)5 万円を限度としてお支払いします。</p> <p>※1 回の事故につき、自己負担額 3,000 円を差し引きお支払いいたします。</p> <p>※乗車船券、航空券などについては、1 事故につき 5 万円を限度としてお支払いします。</p> <p>※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。</p> <p>現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船 など。</p>	<p>・国または公共団体の公権力の行使(空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合などを除きます。)</p> <p>・携行品の瑕疵または自然の消耗。</p> <p>・携行品の置き忘れ、紛失、または置き忘れ後の盗難。</p> <p>・被保険者本人以外が所有する携行品の損害。(借用物や預り品など)</p> <p>・山岳登山やハングライダーなど危険な運動を行っている間の当該運動に用いる用具。</p> <p>・液体の流出。</p> <p>・外来の事故に起因しない電氣的事故。</p> <p>・携行品が居住施設内にある間に発生した事故。</p> <p>・保険の対象の機能に支障をきたさない損害など</p>
<p>救済者 費用</p>	<p>旅行期間中に以下に該当した場合</p> <p>① ケガをして事故の日から 180 日以内に亡くなられたとき。</p> <p>② 病気により亡くなられたとき。</p> <p>③ 病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後 30 日以内に亡くなられたとき。</p> <p>④ ケガまたは病気により継続して 7 日以上入院されたとき。</p> <p>⑤ 搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭難したとき。</p> <p>⑥ 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。(ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救済者の費用は対象となりません。)</p>	<p>被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>① 捜索救助費用</p> <p>② 救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救済者 3 名まで)</p> <p>③ 救済者のホテルなど宿泊施設の客室料(救済者 3 名まで、1 名につき 14 日分まで)</p> <p>④ 現地での諸雑費(20 万円限度、入院治療に伴う諸雑費として傷害または疾病治療費用保険金が支払われるべき費用は除く)</p> <p>※救済者の渡航手続費、救済者または被保険者が現地において支出した交通費、救済者または被保険者が現地において支出した国際電話料等通信費など)</p> <p>⑤ 現地からの移送費</p> <p>⑥ 遺体処理費用(100 万円限度)</p>	<p>・被保険者または保険金を受け取るべき者の故意による事故。</p> <p>・危険な運動による事故。</p> <p>・無資格運転、酒酔運転・麻薬など使用中に生じた事故(無資格・酒酔運転による事故で死亡された場合を除きます。)</p> <p>など</p>

乗継 遅延 費用	被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗り継ぎ地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって乗り継ぎ地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から 4 時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。	<p>① ホテルなど客室料</p> <p>乗り継ぎ地点において、出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなどの客室料</p> <p>② 食事代</p> <p>乗り継ぎ地点において、出発便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金</p> <p>1回の到着便の遅延について ①ホテルなど客室料、②食事代合計で保険金額を限度とする</p>	<p>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>・核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>など</p>
出発 遅延、 欠航、 搭乗 不能 費用	被保険者が搭乗する予定だった航空便について、出発予定時刻から 4 時間以上の出発遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務の瑕疵による搭乗不能が生じ、当該航空便の出発予定時刻から 4 時間以内に代替となる他の航空便を利用できないとき。	<p>・食事代</p> <p>出発地において、当該航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金</p>	
受託 手荷物 遅延 費用	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから 6 時間以内に、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担したとき。	<p>①衣類購入費用</p> <p>受託手荷物の中に、下着、寝間着など必要な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用</p> <p>②生活必需品購入費用</p> <p>受託手荷物の中に、洗面用具、剃刀、くしなどの生活必需品（上記の衣類を除く）が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けた時の費用</p> <p>1回の受託手荷物の遅延について①衣類購入費用、②生活必需品購入費用合計で保険金額を限度とする</p> <p>※ ①、②とも荷物が届くまでに負担した費用に限ります</p>	
受託 手荷物 紛失 費用	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから 48 時間以内に、受託手荷物が予定した目的地に運搬されなかった場合に、当該受託手荷物は紛失したものとみなし、被保険者が予定した目的地において費用を負担したとき。	<p>航空便が予定していた目的地に到着してから 96 時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した①、②の費用。ただし、96 時間以内に荷物が届いた場合は、荷物が届くまでに負担した費用</p> <p>①衣類購入費用 ②生活必需品購入費用</p> <p>1回の受託手荷物の遅延について①衣類購入費用、②生活必需品購入費用合計で保険金額を限度とする</p> <p>※受託手荷物遅延費用と受託手荷物紛失費用においてそれぞれに条件を満たした場合、お支払いする費用は両者の合算を限度額とします。</p> <p>※ ①、②とも荷物が届くまでに負担した費用に限ります</p>	

保険金の請求について(手続き・必要書類)

<海外旅行傷害保険の場合>

事故の通知については下記までご連絡のうえ、ライフカード会員であること、カード番号、海外旅行中の事故の場合は出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先をお伝えください。

※キャッシュレスサービス(治療費等の立替払い)はご利用いただけません。実費を一度お立て替えいただき、日本帰国後に保険金請求手続きをお願いいたします。

■ 日本国内からの連絡先

損保ジャパンライフカード事故受付デスク(24時間/年中無休)

TEL:0120-559-272

■ 海外からの連絡先

下記「海外ホットラインサービス」をご確認ください。

■ 保険金請求に必要な書類(海外旅行の場合)

保険金種類		死亡	後遺	治療	救援者	携行品	賠償	航空機
		保険金	障害	費用	費用等	損害	責任	遅延
保険金請求書類		保険金	保険金	保険金	保険金	保険金	保険金	費用等
		保険金	保険金	保険金	保険金	保険金	保険金	保険金
現地で手配 いただく資料	医師の診断書	○		◎			◎(注1)	
	治療費の明細書・領収書	○		◎			◎(注1)	
	死亡診断書	◎						
	事故証明書	◎	○	○	○	◎	○	○
	支出を証明する書類				◎			◎
	示談書						○	
	示談金領収書						◎	
	損害額(修理費など)を立証する書類						◎	
	遅延を証明する書類							◎
国内で手配 いただく資料	損害品明細書					◎		
	損害額を証明する書類					◎		
	除籍謄本	◎						
	委任状・戸籍謄本	◎						
	後遺障害診断書		◎					
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	eticketの控え(出入国日が確認できる書類)	○	○	○	○	○	○	○
	その他の書類(注2)	○	○	○	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。詳細は普通保険約款および各特約に定めております。

(注 1) 対人賠償の保険金請求に必要となります。

(注 2) クレジットカードの売上票や、事前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金を本カードで支払ったことを証明する書類などをご提出いただくことがございます。その他の書類が必要な場合には、別途ご案内いたします。

海外ホットラインサービス

<サービス内容>

ご旅行中にケガ・病気でお困りのとき、また、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が生じたときなど、ケガ・病気以外の事故でお困りのとき、年中無休、通話料無料で 24 時間ご相談を受け付けています。日本語を話せるスタッフが対応しますので安心してご利用ください。

※本サービスは、株式会社プレステージ・グローバルソリューションとの提携によりライフカード付帯海外旅行傷害保険の補償対象のお客様に対して提供させていただくものです。

※本サービスは、事前にご利用可否の確認が必要となる場合がございます。ご利用までにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

<海外ホットラインへの連絡方法>

電話番号は次のとおりです。※携帯電話は、ご利用になれない場合があります。

北アメリカ・中南米・太平洋諸島から

お客様のご滞在先	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ	1-833-950-0893
アルゼンチン	0800-777-0085
カナダ	1-833-907-6700
コロンビア	01-8009-812123
ブラジル	0800-761-0212
ペルー	0800-53-280
メキシコ	800-123-3308

ヨーロッパ・中近東・アフリカから

お客様のご滞在先	電話番号
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144
イギリス	0808-23-44567
イスラエル	1-80-946-5201
イタリア	800-7-83839
オーストリア	0800-298828
ギリシャ	00-800-8113-0137
スイス	0800-89-5138
スウェーデン	020-790-250
スペイン(※)	9009681-90
チェコ	800-143-106
デンマーク	8025-4536
ドイツ	0800-1-80-2112
ハンガリー	06-800-21617
フランス・モナコ	0800-90-6165
ベルギー	0800-1-2552
ポーランド	00-800-811-1219
ポルトガル	800-8-81-040
南アフリカ	0800-99-5549
ルクセンブルク	8002-6045
ロシア	8-800-301-8861

(※)スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は除きます。

アジアから

お客様のご滞在先	電話番号
中国	4001-203739
香港	800-90-0356
台湾	00801-81-2770
韓国	00798-81-1-0831
シンガポール	800-8110-824
インドネシア	007803-81-1-0038
タイ	1800-011-212

オセアニアから

お客様のご滞在先	電話番号
オーストラリア(※)	1-800-718-264
ニュージーランド	0800-64-0363

(※)クリスマス島、ココス・キーリング諸島は除きます。

その他の地域から

お客様のご滞在先	電話番号
無料電話がご利用になれない場合やその他の国・地域から	(81)50-3820-1301(有料電話)

<電話ご利用上の注意点>

- ・ 滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情により利用できない場合や、ホテルなど客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタルなどした携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となります。
- ・ 無料電話がご利用になれない場合は、「無料電話がご利用になれない場合やその他の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センターにお申し付けください。
- ・ 無料電話やコレクトコールをご利用になれない場合の電話料金はお客様負担となります。
- ・ 電話番号は最新のを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合があります。

<海外での電話のかけ方>

■無料電話のかけ方

P. 7に記載の無料電話をご利用の場合の注意点は次のとおりです。

- ① 宿泊施設の客室内からおかけの場合、電話機または客室利用案内書等に表示・記載されている「外線発信番号(一般的に番号は1桁で7または9が多い)」をご確認ください。
次に、確認された外線発信番号に続き、無料電話の番号をダイヤルしてください。
なお、宿泊施設の客室内の電話をご利用の際は、宿泊施設からサービス料が請求される場合がありますが、その費用はお客さまのご負担となります。
- ② 公衆電話からおかけの場合、無料電話がご利用になれない機種がありますので、それぞれの電話機の注意書きをご確認ください。機種により、最低料金の通貨コイン1枚が必要となり通話後にコインが戻る方式があります。
- ③ レンタル携帯電話からおかけの場合、無料電話がご利用になれない機種や、利用可能であっても利用料が課徴される機種がありますので、レンタル契約内容・説明書をご確認ください。
また、海外現地で契約された携帯電話や、日本国内でご利用の携帯電話を海外利用される場合も同様ですので、携帯電話会社の利用説明書にてご確認ください。
なお、無料電話をご利用になった際に、別途携帯電話利用料がレンタル会社や携帯電話会社より請求される場合は、その費用はお客さまのご負担となります。
- ④ 無料電話がご利用になれない場合や、無料電話の設置がない国からは、「上記以外の地域」に記載の電話番号、もしくは、各ラインの「各センターに連絡が取れない場合」の連絡先へコレクトコールでおかけください。

■コレクトコール(料金受信人払い方式)のかけ方

- ① 電話を受ける側が料金を負担する方式です。ご利用にあたっては宿泊施設のフロントにお申し出いただくか、現地の電話交換手呼出番号をダイヤルし電話局の電話交換手を呼び出したうえ、下記の要領でお申込みいただきます。
国内コレクトコール..... 電話交換手におかけになりたい都市名と電話番号をお申し出ください。
国際コレクトコール..... 電話交換手におかけになりたい国名・都市名と電話番号をお申し出ください。
- ② 電話交換手は、現地語または英語を話します。
- ③ 地域・電話機の種類・宿泊施設によっては、コレクトコールが利用できない、もしくは、利用可能であっても利用料が必要となる場合があります。なお、その費用はお客さまのご負担となります。
- ④ コレクトコールが利用できない場合は、ダイヤル直通(有料)にてお電話ください。

■ダイヤル直通電話(有料)

通常の通話方式のことで電話をかける側が料金を負担する方式です。

「有料電話でかけている」と「折り返し先の電話番号」をお申し出いただければ、各センター・オフィスよりおかけ直しいたします。

➤ 国内ダイヤル直通

同じ国内でダイヤル通話をする方式で、日本で普段使用されているように、コインを入れてダイヤルしていただければ通話できます。

※地域によってはダイヤルして電話がつながってからコインを入れる場合もあります。

➤ 国際ダイヤル直通

2つの国にまたがってダイヤル通話をする方式で、以下のようにダイヤルしてください。

(発信地の国際電話識別番号)+(相手の国番号)+(電話番号)

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくこととなります。